



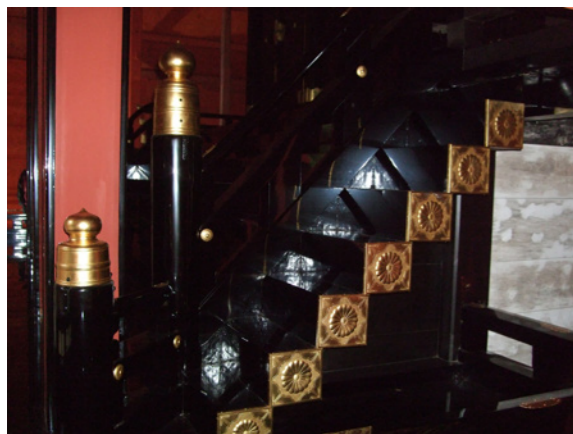
▲修理を終えた飯道神社本殿 ※滋賀県教育委員会 提供

飯道神社本殿〈国指定重要文化財〉
(信楽町宮町)

飯道山は古代から山岳信仰の霊山として開かれ、近江屈指の修験霊場として発展し、その山上には飯道神社が建てられました。

現在の本殿は江戸時代初期の慶安2年(1649年)に再建されたもので、入母屋造と呼ばれる檜皮葺の屋根は、正面に千鳥破風と軒唐破風が付く複雑で独特な姿をしています。建物は極彩色、丹や漆で塗られ、飾金具で装飾された華麗な意匠からは、険しい山の上にもありながらも多くの人々から信仰を集め、隆盛したことを今日に伝えています。

昭和53年に解体修理が行われており、今回の修理では、主に屋根の檜皮葺き替え、腐朽した木材の部分修理、飾金具の修理、外部塗装の塗り直しなどが約1年半かけて行われ、山上で興隆したかつての華やかな姿がよみがえりました。



▲修復された飾金具と漆塗り (飯道神社)

2つの建物は、新しい檜皮に葺き替えられた見事な屋根をはじめ、丹・漆塗りと極彩色の塗装、金色に輝く飾金具など、文化財建造物修理の技術者や職人さんたちの伝統的な技によって往年の姿がよみがえりました。

生まれかわった飯道神社本殿、檜尾神社本殿の美しい姿を、ぜひ実際にご覧ください。

問い合わせ
歴史文化財課 調査管理係 ☎86-8026/☎86-8216



▲修理を終えた檜尾神社本殿

檜尾神社本殿〈県指定有形文化財〉
(甲南町池田)

創建は不明ですが、戦国武将である池田信輝が社殿を寄進したことを示す天正8年(1581年)の棟札などが残されており、近世には岡山藩、鳥取藩の池田家から信仰を受けたと伝えられています。

現在の本殿は江戸時代中期の宝永4年(1707年)に再建されたもので、今回の修理は、建立以来約300年ぶりの大規模な修理となりました。

建物は三間社流造で、正面に軒唐破風が付いた檜皮葺屋根です。建物全体が老朽化していたため、屋根から基礎まで全ての部材を一旦解体して組み立てる、全解体修理工事が約4年かけて行われました。

修理工事では、取り外した部材を全て調査し、必要に応じて修理・取り替えた後に再び組み立て、彩色の剥落止めをし、建物全体も塗り直され、創建当初の鮮やかな装飾が復元されました。



▲よみがえった極彩色 (檜尾神社)

生まれかわった文化財
—飯道神社本殿・檜尾神社本殿—

市内にある2つの文化財建造物の保存修理工事が今年度をもって終了し、見事によみがえった建物の姿を再び見られるようになりました。

スポーツを通じた
まちづくりを



総合型地域
スポーツクラブで
活動しませんか

市内には10カ所の*総合型地域スポーツクラブがあります。多様目・多世代・多志向をモットーに活動している総合型地域スポーツクラブは、地域住民の健康づくりや体力づくりに努めています。スポーツ経験のない方や運動に自信がない方もお気軽にご参加できます。仲間と一緒に、健康な体づくりを始めてみませんか。



▲バウンドテニスの様子

新規会員を
募集中

クラブでは新しい仲間を募集しています。「体を動かしたい」、「仲間と一緒に活動したい」方は、ぜひ気軽にクラブへお問い合わせください。

*総合型地域スポーツクラブとは

地域住民が主体となっており、スポーツや文化に親しむ環境づくりのために設立された、地域コミュニティに根差したスポーツクラブです。各クラブではさまざまな年代の人たちが、健康づくりを中心に一緒に楽しく体を動かしながら、地域ごとに特色のある活動を行っています。

クラブ名	主な活動種目	連絡先
綾野ゆうゆうクラブ	水口 ハイキング、太極拳、レザークラフトなど	☎080-6143-9836
鮎っ子クラブ	土山 ボール遊び、体ほぐし、ニュースポーツなど	☎69-0212
NPO法人 レインボークラブ	水口 健康体操、気功太極拳、バウンドテニスなど	☎62-0404
NPO法人 こうかさすくらぶ	甲賀 ピラティス、ゴルフ教室、釣り教室など	☎88-5900
KOHNAN忍にん スポーツクラブ	甲南 リズムウォーキング、卓球、テニスなど	☎70-0011
城山あいあいクラブ	水口 ビーチボール、ファミリーバドミントンなど	☎63-8177
スポーツクラブCiao	土山 エアロビウォーキング、バウンドテニスなど	☎66-2533
はーと貴生川 スポーツクラブ	水口 陸上教室、スマイルスポーツ、手づくり教室など	☎63-3709
伴谷BANBANクラブ	水口 わんぱくキッズ、よさこいキッズ、健康体操など	☎090-5093-8200
ぼぼんた倶楽部	信楽 健康体操、ウォーキング、ヨガなど	☎82-0941

臨時福祉給付金
(経済対策分)
申請受付のご案内

平成26年4月からの消費税8%への引き上げに伴う負担を緩和するため、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給する臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付を開始します。

●支給対象者 基準日(平成28年1月1日)に甲賀市の住民基本台帳に登録され、平成28年度の市県民税(均等割)が課税されていない方
※ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合は支給対象となりません。

●支給額 支給対象者1人につき15,000円(1回限りの支給)

●申請受付場所 郵送または社会福祉課、市民窓口センター、各地域市民センター

●申請期間 3月21日(火)~9月21日(木)

●申請書は受付開始時期に、支給対象となる可能性のある方の世帯に送付します。

●申請に必要な書類については、送付する申請書類にてご確認ください。

問い合わせ
●申請に関すること 「臨時福祉給付金」窓口(社会福祉課内)
☎62-6311/62-6314/☎63-4085
●制度に関すること 厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192